

世界とつながる島根づくり

★対象事業

島根県または海外で行う

多文化共生、国際交流、国際協力に関する
次の事業に助成しています



助成金

1

多文化共生の推進 に寄与する事業

外国人住民への支援、外国人住民が主体となって地域で実施する交流事業等の支援など

2

県民の国際理解、 友好親善を促進する事業

国際理解講座の開催、国際交流イベントなど

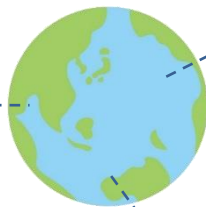
3

日本語教育事業

外国人住民を対象とした日本語教室の運営、学習支援など

★対象外事業

- ・営利目的
- ・特定の個人・団体の利益のみに寄与
- ・競技活動・芸術活動、文化鑑賞が目的
- ・対象事業の総額が5万円未満の事業など



★助成額 上限20万円

※ただし対象経費の**2分の1以内**
(日本語教育事業については**3分の2以内**)

★申請締切 6月末日

- (締切延長 令和2年度に限る)
- ※助成金交付申請書を提出
(ウェブよりダウンロード可)
- ※7月中旬頃 運営委員会にて審査



★申込み・問い合わせ先

(公財)しまね国際センター

<https://www.sic-info.org>

松江市東津田町 369-1

TEL : 0852-31-5056

FAX : 0852-31-5055

E-mail: admin@sic-info.org

★制度の詳細や申込方法等は
ホームページをご覧ください!

<https://www.sic-info.org/exchange/grants/>

◎助成対象経費

	区 分	備 考
1	謝金	講演料、通訳料、翻訳料など ○助成対象経費積算上の上限単価は次による。 ・大学教授・准教授級 6,000円/回 ・その他（要専門性） 5,000円/回 ・意見発表者等 3,000円/回
2	交通費 (渡航費を除く。)	交通費実費 助成金交付事業に直接係る交通費（団体の経常的な活動（会議出席、打合せ等）旅費は除く）。 日本語教室の指導に係る交通費。 ○自家用車使用の場合の助成対象経費積算上の上限単価は次による。 ・20円/km 但し、その根拠（日時、目的、起点・目的地の住所、キロ数）を示す別表を添付し、会計担当者の確認印をとること。
3	宿泊費	宿泊費(助成金交付事業活動に係る宿泊を含む。) ○助成対象経費積算上の上限単価は次による。 ・宿泊施設単価5,000円/泊・ホームステイ等単価1,000円/泊 引率者は3名まで5泊を限度とする
4	海外渡航費（1）	小・中・高生の渡航費に限る
5	会場費	会場使用料(マイク等の設備借り上げを含む。)、会場設営料、看板料
6	通信運搬費	切手、電話代、送料
7	消耗品費	文具代、コピー代、その他消耗品
8	印刷製本費	ポスター、チラシ、報告書等の印刷物
9	記録費	写真代など
10	車両借上げ料	バス、タクシー、トラックなど車両に係るもの 10万円を限度とする
11	保険料	傷害保険料、ボランティア保険料など
12	調理等材料費（1）	食文化交流を目的とし、調理を伴う会の材料費、茶道・茶文化紹介の茶菓子代 ○1回20,000円を上限とする。
13	教材費	図書などの購入費
14	入場料	施設入場料など（高校生以下、又は外国籍の方。但し、日本人引率者(通訳含む)は3名までを限度とする。)

《参考》助成対象とならない経費

助成対象とならない経費を例示すると次表のとおり。その他、外国語会話教室の受講、大学のゼミの研修旅行等、本来自らが負担すべき経費も対象外とする。

	区 分	備 考
1	海外渡航費（2）	小・中・高生以外の者の渡航費
2	飲食費（2）	歓迎会・交流会等の飲食店に於ける飲食、仕出し料理、茶道・茶文化紹介以外の茶菓子代等
3	土産代、賞品・記念品代	
4	事務費、事務所借上げ料	通常の団体運営に要する事務費、事務所費など
5	備品等の購入費	備品及び事業の用に直接供しない物品購入費など
6	人件費	給料、賃金、日当、社会保険料など
7	寄附金	寄附物品の購入を含む
8	補助金・負担金	会費を含む